

5. 主な予算関連新規要求事項

* 平成18年度予算要求にかかる事前評価を実施

事 項	内 容	要求額 (億円)
暮らし		
あんしん入居支援事業(仮称)の創設*	入居者限定がない等の一定の要件に合った民間賃貸住宅等に関する登録制度を整備し、高齢者、障害者、外国人等の住宅弱者に適切な物件情報を提供するとともに、福祉部局やNPO等と連携して、安心できる居住環境を整備する仕組みを構築する。	2.0
高齢者の持家資産活用による住替え支援制度の創設	高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する持家資産活用支援制度を創設し、高齢者の生活に適した住宅への住替え等を促進する。	31
乗継利便性向上のための広域的なバス共通ICカードの普及促進*	乗継運賃割引など乗継利便性向上の取組みが併せて行われる広域的なバス・鉄道相互の共通ICカードの導入に対して支援を行うことにより、公共交通機関相互の乗継利便性の向上を図る。	3.0
福祉タクシー普及促進モデル事業の創設*	要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動手段を確保するため、地域の関係者が協力して行う福祉タクシーの集中的かつ計画的な導入、共同配車センターの設立等の先進的な取組みに対して重点的な支援を行う。	1.5
小型旅客船のユニバーサルデザイン化の推進	動揺、振動・騒音が大きく、乗降に危険が伴う小型旅客船に関し、多様な者の参加を得て、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた現状改善のためのガイドラインを策定する。	0.1
暮らし・にぎわい再生事業(仮称)の創設*	中心市街地の再生を図るため、意欲のある地区について、土地の集約、都市機能の導入等及びこれらに関連するソフト施策・賑わい空間施設整備に対して助成を行うとともに、中心市街地の活性化に資する事業を行う民間事業者を支援する新たな仕組みづくりを行う。	160
まちづくり交付金の拡充*	全国都市再生をより一層推進するため事業規模を拡大するとともに、中心市街地活性化に係る一定の要件を満たす地区について、交付限度額算定の対象となる市町村提案事業の割合を引き上げ、市町村の創意工夫をより活かして中心市街地再生を推進する。	2,600
地域による低・未利用地管理促進事業の推進*	社会経済構造の変化により発生する低・未利用地や遊休土地について、NPOや地域住民等の参画による適切かつ持続的な管理・活用を促進するためのガイドラインを作成するとともに、そのような管理等を促進するための安定的な制度のあり方を検討する。	1.7
安全		
総合緊急内水対策の推進*	対策が本川に劣後していた内水対策を緊急的・先行的に実施するため、人命被害や生活再建が困難となる被害が生じるおそれの高い地区を5年で解消するための補助制度として「総合内水対策緊急事業(仮称)」を創設する。	356
土地利用状況を考慮した効率的・効果的な治水方策の構築*	氾濫流が一定範囲内に滞留する閉鎖型氾濫域等の地域において、宅地等については輪中堤や嵩上げ等により、それ以外の土地については、異なる必要な安全度を設定し、建物移転や建築規制により、土地利用状況など地域の実情・意向を踏まえた効果的・効率的な整備を実施する制度を創設する。	62 の内数

既存河川管理施設の運用最適化のための施設改良 *	早期に治水安全度を向上させるため、遊水地、調節池等、既存の河川管理施設を徹底的に有効活用し、運用を最適化できるようにする施設改良に対する支援制度を拡充する。	0.5
利水容量の治水容量への緊急活用 *	現時点では需要が発生していない利水容量を有する既設ダムの利水容量を治水容量として活用することにより、河川改修が遅れている下流の治水安全度の向上を早期に図ることができる場合に、利水者の堰堤維持費負担分を治水で補填する制度を創設する。	0.1
下水道総合浸水対策緊急事業(仮称)の創設 *	地下街や高齢者・障害者等災害時要介護者関連施設を有する等浸水防止を緊急的に実施すべき地区において、重点的なハード対策の他、ソフト対策の強化や自助による取組も盛り込んだ「下水道総合浸水対策緊急計画(仮称)」を地域住民と共に策定し、それに基づく施策を重点的、緊急的に実施する。	715
安全で確実な避難のための土砂災害対策の推進(砂防関係事業の拡充) *	土砂災害時における警戒避難体制の整備等のソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせるため、避難路を保全するとともに避難場所の総点検を実施し、避難場所のみを保全対象とする砂防事業等を実施できるよう、砂防関係事業の採択基準を拡充する。	56
中小河川に対する洪水予測の実施、洪水注意報・警報の高度化	きめ細かな雨量予測を用いた中小河川の洪水予測の充実を図るとともに、市町村を特定した高精度の洪水注意報・警報を発表する。	2.7
台風に関する情報の高度化	台風詳細情報作成システムを整備し、12時間刻みで行っている進路予報を24時間先まで3時間刻みで行うとともに、台風の強さの指標として最大瞬間風速に関する情報提供を新たに行う。また、欧米の衛星データ等を収集・処理する気象衛星データ国際交換・高度利用装置を整備し、2日目以降の台風予報精度の向上を図る。	1.6
地震危険度マップ等の作成の推進 *	地震時の建物倒壊の危険性、避難困難性、延焼危険性、住宅の密集度等の市街地の危険性を示すマップの作成を推進する。特に重点密集市街地においては、地震による火災の延焼危険性、避難困難性等を示した地震危険度マップを緊急整備する。	188の内数
耐震性・耐火性の顕著に劣る密集市街地の緊急整備 *	重点密集市街地のうち耐震性、耐火性の顕著に劣る地区において、地区内道路整備と一体的に実施される建築物の建替えについての支援を強化する等、密集市街地の整備を推進する。	615の内数
避難地・防災拠点等となる都市公園等の整備の推進 *	避難地・防災拠点等となる都市公園等の整備を積極的に推進するとともに、救援部隊の前線基地、物資輸送拠点となる都市公園の整備や一定の区域内で実施される災害応急対策施設の整備・施設の耐震化等の防災機能強化について拡充を行い、効率的・効果的な都市の防災機能向上を図る。	561
鉄道駅耐震補強事業の創設 *	今後発生が予測される大規模地震に備え、利用者や通行者等、不特定多数の利用する主要な鉄道駅部における耐震補強の緊急実施を図る。	5.0
下水道地震対策緊急整備事業(仮称)の創設 *	地震対策に取り組む必要性が高い地域において、「下水道地震対策緊急整備計画(仮称)」を策定し、下水道施設のうち耐震化を急ぐべきもの(処理場の最低機能、軌道下の主要管渠等)の耐震化と被災時の下水道機能確保策(マンホールトイレの整備等)、下水処理場等の防災拠点化を推進し、地震に強いまちづくりに資する。	315

宅地耐震化推進事業(仮称)の創設*	大規模盛土造成地について地方公共団体による危険度予測(リスクアセスメント)を推進するとともに、地震時に危険度が高い大規模盛土造成地に係る耐震補強工事を促進する。	11
緊急輸送道路沿道住宅・建築物の耐震化の促進*	緊急輸送道路沿道の大規模建築物・住宅の倒壊を防止するため、耐震診断・改修に係る助成の拡充を図る。また、住宅・建築物耐震改修等事業について、地域要件を撤廃し、全国で推進する。	160
地震に起因する土砂災害対策の推進(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の拡充)	大規模地震の強化区域等における既存住宅や宅地等の耐震化にあわせて土砂災害対策を推進するため、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業を拡充する。	2.0
首都直下地震交通対策プラン策定	国土交通省所管の各交通機関の震災対策とその実施箇所をとりまとめるとともに、災害発生時の交通シミュレーション調査等を実施して各交通ネットワークの連携及び災害時の情報提供方法について検討し、首都直下地震交通対策プランを策定する。	0.3
津波危機管理対策緊急事業の拡充*	海岸利用者の確実な避難のため、津波危機管理対策緊急事業を拡充し、海岸避難塔の整備、津波防災ステーションにおける避難スペースの確保や復旧用資機材の備蓄といった防災拠点機能の強化を図る。	30
海岸緊急防災対策事業(仮称)の創設*	越波した海水が地形上の制約から滞留する地区において、陸側に海岸保全区域を拡張した面的防護方式として、堤防嵩上げに代わり、地盤嵩上げ事業を実施する「海岸緊急防災対策事業(仮称)」を創設し、壊滅的被害を防ぐ対策を講じる。	0.1
災害対策システム整備プログラムの推進*	災害発生時に国民への適切な情報提供や行政対応が滞らないよう行政情報ネットワークの複層化を図る。また、公共交通機関に運行障害が発生した場合に、利用者に対して一元的かつリアルタイムに運行情報を携帯電話等により提供するシステムの整備についての検討を行う。さらに、公共輸送機関の被災状況等を想定した輸送シミュレーションにより必要な公共輸送需要、代替公共輸送機関を推計し、災害発生時に迅速かつ適切な公共輸送計画を地方自治体等が策定・実施できるよう支援するシステムの開発を行う。	1.7
地下鉄等災害情報基盤整備事業の創設*	今後発生が予測される大規模地震の発生時において、地下鉄等の電波遮蔽空間での情報不足から生じる混乱等による二次災害を回避するため、Web情報、携帯電話、ラジオ、テレビ等の地上と同等の災害情報を提供可能な再送信設備の緊急整備を図る。	2.0
インド洋・北西太平洋沿岸諸国への津波情報の高度化*	CTBTO(包括的核実験禁止条約機構)データ変換装置を整備し、衛星回線を使用して迅速・確実に取得した海外の地震波計データを利用することにより、インド洋及び北西太平洋沿岸諸国に対し精度の高い津波情報の迅速な提供を図る。	0.3
潮位データの一元化による津波監視の強化	潮位データ総合処理装置を整備し、潮位観測を行っている関係機関の潮位データを一元的に把握するとともに、それによってもデータが得られない二つの津波予報区に潮位観測施設を設置することにより、全津波予報区において精度の高い津波情報を提供する。	2.5
地震発生メカニズムを反映した津波予報の高度化	地震発生メカニズム即時推定システム及び津波データベース作成装置を整備し、地震波形データを基にした地震発生メカニズムを推定し、より精度の高い的確な津波予報を提供する。	1.8

緊急地震速報の実用化に向けた機能強化	地震発生直後、被害をもたらす主要動が到達する前に応急対策を実施し、地震災害の大幅な軽減を図ることを目的とした「緊急地震速報」の迅速かつ確実な提供体制を確立するため、緊急地震速報提供装置を整備し、本運用を実現する。	0.4
トラック事業者と荷主が協働した安全運行の推進(安全運行パートナーシップの実現)*	トラック輸送に係る安全対策を一層推進するため、荷主や運送事業者による個別の安全施策のみならず、荷主から荷受人に至る物流を一体と捉えた安全輸送を実施するうえでの問題点を調査分析し、改善方策を検討する。	0.1
航空の安全対策強化*	航空輸送・管制に関してトラブルが続発した状況を踏まえ、ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、航空会社に対する輸送安全対策を一層強化するとともに、航空管制のためのシステム改善等といった総合的な安全向上のための施策を推進する。	42
公共交通の総合的な安全対策の推進	陸・海・空の公共交通の安全を確保するため、第8次交通安全基本計画に係る各地方ブロック別説明会の開催や、「年末年始の輸送安全総点検」の実施に合わせた交通従事者等に対する安全輸送に係る意識向上のための普及・啓発を行う。	0.1
鉄道におけるヒューマンエラー事故防止対策調査の実施	本年4月のJR西日本の脱線事故を受け、運転士の資質の維持向上等を図るため、職場管理や医学適性等広範囲な分野にわたる総合的な調査検討を行う。	0.2
旅客船事業におけるヒューマンエラー事故防止対策調査の実施	「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」及び「旅客船事故原因分析検討会」の検討結果を受け、学識経験者・運航実務者等による具体的調査検討を行い、その検討結果を将来の施策に反映させることにより、ヒューマンエラー事故の最小化を目指す。	0.2
運航労務監査・指導体制の強化	運航労務監理官が旅客船及び貨物船の運航管理や船員の労働条件などの監査・指導を効率的かつ効果的に実施する体制を整備することにより、船舶の航行の安全確保を図る。	1.4
ILO海事統合条約の執行体制の整備	ILO（国際労働機関）において新たに採択される船員の労働条件及び生活条件に関する海事統合条約に基づくポートステートコントロールの実施体制等の整備を図り、船員の労働及び生活条件に関するグローバルスタンダードを確立し、船舶の航行の安全確保を図る。	0.1
船舶検査高度化・安全管理普及促進	船舶検査部門におけるISO9001に準拠した品質管理システムを確立し、船舶検査等執行体制の充実強化を図る。また、内航旅客船事業者等に対し講習会を開催する等ISM（国際安全管理規則）認証制度の普及・啓蒙を実施し、内航分野の安全向上を図る。	0.5
人材育成等の港湾保安総合向上事業の推進	港湾保安対策の確実な実施を確保し、さらにその質を向上するため、埠頭保安管理者・埠頭保安委員を対象とした保安研修制度を確立・支援し、港湾保安に関する人材育成を推進する。	0.2
環境		
自動車分野のCO ₂ 排出量評価プログラムの構築	自動車運送事業における効果的な省エネ対策の実施を支援するため、低公害車の導入、エコドライブの推進等の運送事業者の取組みによるCO ₂ 削減効果の評価が可能となる評価プログラムを構築する。	0.8

地球温暖化による異常気象リスク軽減のための情報強化 *	異常気象解析装置を整備し、地球温暖化により増加する異常気象のリスク軽減を図るため、2週間先の異常天候の発生・終息を予測する「異常天候早期警戒情報」及び、地域ごとの異常気象発生危険度を表した「異常気象リスクマップ」を作成する。	1.8
地球温暖化に関する地球観測連携促進体制の整備	地球観測サミットを受けて策定された「地球観測の推進戦略」や京都議定書発効を受けた「京都議定書目標達成計画」策定を踏まえて、環境省と連携して地球観測を推進する体制を整備し、地球温暖化に関わる現象の解明及び予測の精度向上を図る。	0.2
下水道高度処理の推進	高度処理共同負担事業の実施に伴い、他の地方公共団体が行う高度処理によって自らの高度処理を代替される地方公共団体に係る公共下水道汚水管渠について、国庫補助対象範囲の拡充を行う。	881
活力		
スーパー中枢港湾プロジェクトの推進 *	スーパー中枢港湾の約7割のコンテナを取り扱っている埠頭公社ターミナルにおいて、管理運営効率化を図るための支援制度を創設するとともに、港湾ターミナルと貨物鉄道ターミナル間の横持ち及び積み替えの円滑化を図るため、臨港鉄道の積替施設整備に対する補助制度を創設する。	333
東アジア「準国内」物流システムの構築 *	増加する対東アジア貨物の海上輸送と他の輸送モードとの円滑な接続を図るため、シャーン等の蔵置機能を有する施設や小口貨物の一時保管機能を有する施設の整備を推進するとともに、高度荷さばき施設が集積した物流結節点（港湾ロジスティクス・ハブ）の整備を支援する。	8.4
利便性と安全性の高いフェリー等複合一貫輸送システムの実現 *	利便性と安全性の高いフェリー等複合一貫輸送システムを構築するため、内貿ターミナルの整備促進、内航フェリーターミナル等の監視施設等の整備を支援するとともに、フェリー輸送に関わる様々な阻害要因の除去方策について欧州の事例を参考に改善方法の検討等を行い、先進的なフェリー輸送システムのモデルを構築する。	68
内航効率化等新技術の実用化促進支援制度の創設 *	内航船建造の担い手である中小造船事業者等に対する、鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じた内航効率化等新技術の実用化のための支援（一番船等の設計、信頼性向上等に係る費用）制度を創設し、海上輸送システムの一層の改革・向上を図る。	2.0
連続立体交差事業の拡充（生活道路中心のミニ連立、融資制度の拡充） *	開かずの踏切などの踏切除却等を早期に推進するため、連続立体交差事業等の制度拡充（生活道路中心のミニ連立、融資制度）を図る。	623 の内数
公共交通の利用円滑化に関する取組みの促進 *	NPO等地域住民の団体等の主体的な参画、駅など交通結節点における関係者の協力・連携等多様な関係者の協働による公共交通の維持・改善に関する取組みを促進するため、公共交通利用円滑化に関する支援制度を新たに創設する。	2.6
超高速化船の運航に対する支援の実施 *	船舶による航路の他に代替する定期的な交通手段が存在せず超高速船の導入が不可欠な長大航路に対し、島住民の必要最低限の交通利便性を確保しその生活環境を改善するため、当該航路における超高速運航に要する経費について支援する制度を創設する。	1.5

<p>通訳案内士及び地域限定通訳案内士に対するスキルアッププログラムの策定 *</p>	<p>有資格通訳ガイドが外国人旅行者のニーズに適切に対応したサービスを提供することを促し、外国人旅行者の受け入れ環境の更なる改善を図るため、最新のニーズ動向を反映した標準的なスキルアッププログラムを策定・普及することで、有資格通訳ガイドの知識・能力の底上げ及び外国人旅行者による個々の通訳ガイドの技能レベルの判定の容易化を図ることとする。</p>	<p>0.3</p>
<p>ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進事業の推進</p>	<p>政府のバリアフリー化推進要綱や国土交通省のユニバーサルデザイン政策大綱において、観光地のバリアフリー化をはじめとした施策の推進が当面の重点的な取り組みとして位置付けられていることを踏まえ、特に移動制約者への対応に重点を置いて、送り手側である旅行会社の対応と受け手側である観光地の双方について、ハード・ソフト両面における今後の取り組みの方向性について調査検討を行う。</p>	<p>0.4</p>
<p>訪日外国人旅行環境整備事業の推進(総合的な観光情報提供の促進)</p>	<p>訪日外国人を含めた地理不案内者が安心して一人歩きできる環境を整えるため、関係者からなる総合的なマネジメント組織が策定する観光情報の提供に関する整備方針に基づき、案内標識、観光案内所、IT機器、ガイドブック、観光ガイド等様々な観光情報提供手段が一体的に機能するような観光情報提供システムを構築するための実証実験を行い、ハード・ソフト一体となった総合的な観光情報の提供を促進する。</p>	<p>2.0</p>
<p>カーナビ等を利用した来道外国人旅行者等のための情報提供システムの構築</p>	<p>外国人観光客の受入拡大に資するため、地上デジタル放送等を活用して、北海道を訪れる外国人観光客等がカーナビ等の携帯端末を通じて、地図情報をはじめ観光、防災情報等の様々な地域情報を必要な時に多言語で入手可能とする自立移動支援システムを構築するための調査・検討を行う。</p>	<p>1.9</p>
<p>住まいの安心確保のための地域ごとの相談体制等の整備 *</p>	<p>悪質リフォーム等の問題に対応し、消費者が安心して適切なリフォームを実施できるよう環境整備を図るため、各地域毎のきめ細かな相談体制等の整備を支援する。</p>	<p>4.0</p>
<p>入札契約制度改革と経営革新の取組みの推進</p>	<p>鋼橋上部工事に係る談合事案の発生を踏まえ、多様な入札方式の普及促進に関する調査検討等により、公正な競争環境の整備を進めるほか、ワンストップサービスセンターの運営や先導的取組みの支援により新分野進出を促進するとともに、下請業者の経営力・施工力の向上を目指したモデルケースとなる取組みを支援すること等により経営革新の促進を図る。</p>	<p>23</p>
<p>共通の政策課題</p>		
<p>宅地建物取引業免許等電子申請システムの構築 *</p>	<p>宅地建物取引業等に係る免許等手続きについて国と都道府県が共に使用できる電子申請システムを構築し、行政事務の効率化等を目指すとともに、民間事業者の利便を図るもの。</p>	<p>1.3</p>